

令和元年度生徒指導集中対策指定校等の状況及び 令和2年度同指定校について

〔令和2年6月12日〕
〔豊かな心と身体育成課〕

1 令和元年度生徒指導実践指定校（生徒指導集中対策指定校を含む）50校の 状況について 注）数値は、3月末現在の速報値である。△は、減少を示す。

(1) 小学校（19校）の状況について

年度 課 題	令和元年度	平成30年度	増減（％）
暴力行為【件】	95	158	△63（△39.9％）
いじめ【件】	170	240	△70（△29.2％）
不登校【人】	82	77	5（6.5％）

小学校において、暴力行為の発生件数は対前年度比63件、39.9%減少、いじめの認知件数は対前年度比70件、29.2%減少、不登校児童数は対前年度比5人、6.5%増加した。

(2) 中学校・義務教育学校後期課程（23校）の状況について

年度 課 題	令和元年度	平成30年度	増減（％）
暴力行為【件】	99	112	△13（△11.6％）
いじめ【件】	138	145	△7（△4.8％）
不登校【人】	288	300	△12（△4.0％）

中学校において、暴力行為の発生件数は対前年度比13件、11.6%減少、いじめの認知件数は対前年度比7件、4.8%減少、不登校生徒数は対前年度比12人、4.0%減少した。

(3) 高等学校（8校）の状況について

年度 課 題	令和元年度	平成30年度	増減（％）
暴力行為【件】	36	56	△20（△35.7％）
いじめ【件】	30	57	△27（△47.4％）
不登校【人】	44	51	△7（△13.7％）
中途退学【人】	97	121	△24（△19.8％）

高等学校において、暴力行為の発生件数は対前年度比20件、35.7%減少、いじめの認知件数は対前年度比27件、47.4%減少、不登校生徒数は対前年度比7人、13.7%減少、中途退学生徒数は対前年度比24人、19.8%減少した。

(4) 生徒指導実践指定校（全校種）の状況について

課 題 \ 年 度	令和元年度	平成30年度	増減 (%)
暴力行為【件】	230	326	△96 (△29.4%)
いじめ【件】	338	442	△104 (△23.5%)
不登校【人】	414	428	△14 (△3.3%)

令和元年度の生徒指導実践指定校では、暴力行為の発生件数は、対前年度比 96 件、29.4%減少した。いじめの認知件数は、対前年度比で 104 件、23.5%減少した。不登校児童生徒数は、対前年度比 14 人、3.3%減少した。

2 令和2年度生徒指導実践指定校、集中対策指定校及び不登校等未然防止推進校について

(1) 指定校数について

【校】

区分	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合計
生徒指導実践指定校	11	10	1	0	22
生徒指導集中対策指定校	1	8	0	0	9
スクールサポーター派遣校	—	4	—	—	4
不登校等未然防止推進校（新規）	8	6	0	8	22

(2) 不登校等未然防止推進校について

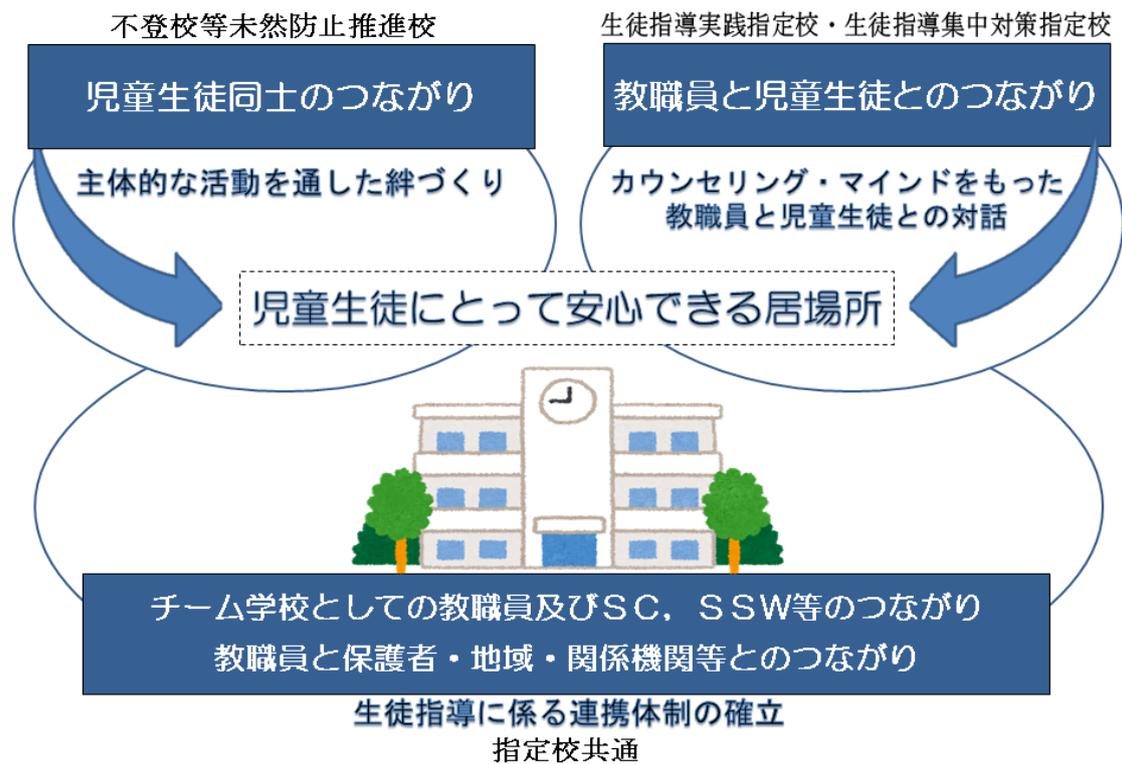
これまで生徒指導実践指定校（集中対策指定校を含む）において、生徒指導体制の確立、問題行動への対応等に取り組んできた。また、昨年度から、不登校等児童生徒支援指定校を指定し、SSR（スペシャルサポートルーム）の設置、hyper-QUの活用等により、個別支援の充実、児童生徒のよりよい人間関係の形成を促す支援等の取組を進めている。

本年度、各指定校におけるこれまでの効果的な取組を基に、児童生徒同士のつながりを重視したアプローチに重点的に取り組む「不登校等未然防止推進校」を指定した。特別活動や道徳教育の一層の充実、人間関係形成能力を育成するプログラムの実施、いじめ撲滅のための児童生徒の主体的な活動等の「主体的な活動を通じた絆づくり」を通して、不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止を図る。

(3) 取組の柱について

学校が児童生徒にとって安心できる居場所となることを目指し、「生徒指導に係る連携体制の確立」を基盤として、生徒指導実践指定校・生徒指導集中対策指定校においては「カウンセリング・マインドをもった教職員と児童生徒との対話」を、不登校等未然防止推進校においては「主体的な活動を通じた絆づくり」を重点的に行う。

令和2年度生徒指導関係指定校における取組の柱



【指定校共通】

チーム学校としての教職員及びSC, SSW等のつながり

教職員と保護者・地域・関係機関等とのつながり

《生徒指導に係る連携体制の確立》

- 情報の共有化
- 指導方針等の共通理解及び見直し
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画等の活用
- 保護者，地域，SC，SSW，他校種，関係機関等との連携・協働体制の構築

【生徒指導実践指定校・生徒指導集中対策指定校】

教職員と児童生徒とのつながり

《カウンセリング・マインドをもった教職員と児童生徒との対話》

- 多角的・多面的な児童生徒理解に基づく教職員の意識的な対話や言葉かけ
- 児童生徒が気軽に悩みや不安を相談できる体制づくり
- 教職員のカウンセリング技能の向上（指導主事，SC，SSWによる校内研修等）
- 児童生徒の状況に応じた計画的な特別な指導

【不登校等未然防止推進校】

児童生徒同士のつながり

《主体的な活動を通じた絆づくり》

- 児童生徒自らが課題を発見し，解決するといった特別活動等の充実（合意形成を図る学級活動及びHR活動）
- 自己を見つめ，他者理解を深める道徳教育
- 人間関係形成能力を育成するプログラムの実施（ソーシャルスキルトレーニング，構成的グループエンカウンター等）
- いじめ撲滅のための児童生徒の主体的な活動

令和2年度生徒指導実践指定校，集中対策指定校 及び不登校等未然防止推進校一覧

集中◎：生徒指導集中対策指定校
 実践○：生徒指導実践指定校
 未然◇：不登校等未然防止推進校
 SS●：スクールサポーター配置校

【小・中・義務教育学校】

教育事務所等	市町名	小学校	集中	実践	未然	SS	中学校	集中	実践	未然	SS	義務教育学校	集中	実践	未然	SS
福山市	—	—					幸千		○							
	—	—					培遠		○							
西部	竹原市	—					竹原		○							
		大竹市	大竹		○		大竹		○							
	東広島市	—					黒瀬	◎			●					
		—					中央			◇						
		—					向陽		○							
	廿日市市	廿日市			○		廿日市	◎								
		大野東				◇	大野東	◎								
	府中町	府中北			○		府中				◇					
		府中南				◇	府中緑ヶ丘				◇					
	海田町	海田東	◎				海田	◎								
海田南					◇											
熊野町	熊野第四				◇	熊野			○							
		熊野東				◎			●							
芸北支所	安芸高田市	愛郷			○		吉田		○							
	安芸太田町	加計			○		—									
	北広島町	壬生			○		—									
東部	三原市	田野浦				◇	第三	◎			●					
		南			○											
		沼田東				◇	—									
	尾道市	—					栗原	◎				●				
		—					向東		○							
		高須				◇	高西	◎								
		久保			○		久保				◇					
	向島中央			○		—										
府中市											府中学園		○			
北部	三次市	三次			○		三次		○							
		十日市			○		十日市		○							
	庄原市	庄原				◇	庄原				◇					
校数	20	1	11	8	0	24	8	10	6	4	1	0	1	0	0	

【高等学校】

高等学校	集中	実践	未然	SS
県立	福山商業			◇
	三原東			◇
	大竹			◇
	松永			◇
	沼南			◇
	黒瀬			◇
	河内			◇
安西			◇	
校数	8	0	0	8

＜参考＞ 全校種合計数

区分	生徒指導 関係指定校数	生徒指導 実践 指定校数	生徒指導 集中対策 指定校数	スクール サポーター 配置校数	不登校等 未然防止 推進校数
		(実践) ○	(集中) ◎	(SS)●	(未然) ◇
小学校	20	11	1	0	8
中学校	24	10	8	4	6
義務教育学校	1	1	0	0	0
高等学校	8	0	0	0	8
合計	53	22	9	4	22

注) 「—」は，小学校及び中学校を単独で指定していることを示す。